年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 平成 27 年 10 月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1500389 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 1500067 号

第1 結論

昭和43年5月から昭和51年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年5月から昭和51年9月まで

昭和 52 年頃、A市役所から私に国民年金の特例納付制度により過去の国民年金保険料の未納分を一括納付できるとの通知があり、その後、夫が昭和 54 年に請求期間の特例納付保険料額である 40 万 4,000 円を同市役所の窓口で一括納付してくれたと夫から聞いているが、未納のままになっている。当該納付を示す夫名義のB銀行(現在は、C銀行)の預金通帳もあるので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和52年頃、A市役所から国民年金の特例納付制度により過去の国民年金保険料の未納分を一括納付できるとの通知があり、請求者の夫が昭和54年に請求期間の特例納付保険料を同市役所の窓口で一括納付してくれたと主張しているが、当該期間の特例納付保険料を納付してくれたとする請求者の夫は、既に亡くなっているため証言が得られず、請求者自身は請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者は、昭和52年頃に請求期間に係る国民年金保険料の未納分についてA市役所から特例納付ができる旨の通知が送られてきたとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年11月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において昭和43年5月に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時期より前の昭和52年当時は国民年金に未加入であったこと、同市役所は、特例納付については同市の広報紙のみで案内していたと回答していることから、請求者の主張は同市の取扱いと相違している。

さらに、請求者は、請求者の夫が昭和54年に請求期間の保険料を特例納付制度によりA市役所の窓口で一括納付したとしており、これを示す資料として昭和54年3月23日及び同年8月15日にそれぞれ100万円が引き出されたことが記載してある請求者の夫名義のB銀行の預金通帳を提出し、このいずれかの引出額の一部により特例納付したと思うとしているが、同市役所は、特例納付希望者に納付書は交付するが、市役所の窓口では特例納付保険料を収納しておらず、金融機関の窓口での納付となる旨回答している上、当該引出額は請求期間に係る第3回特例納付の保険料額(40万4,000円)とは大きく相違していることから、その預金通帳の出金記録をもって請求期間の特例納付保険料を納付したと推認することは困難である。

加えて、オンラインによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。